

地域包括ケアシステムの構築について

厚労省資料（抜粋）



総合事業の目的

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、
住民等の多様な主体が参画し、
多様なサービスを充実することにより、
地域の支え合いの体制づくりを推進し、
要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの

出典：介護予防・日常生活支援総合事業
のガイドライン（厚労省）

総合事業を構成する各事業の内容・対象者

厚労省資料

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

<対象者>

- ①要支援認定を受けた者
- ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

<対象者>

- 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

名古屋市的一般介護予防事業

事業名	内容	窓口
いきいき教室 (拠点型)	認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催	各区の 保健セン ター
いきいき教室 (出張型)	地域全体の介護予防の活動を推進するため、保健センターの専門職が地域に訪問し、地域の特性や課題に応じた介護予防の普及啓発を実施	
地域サロン活動等支 援事業	保健センターの専門職が、高齢者サロン等の住民が主体的に活動する場を訪問し、自立支援に役立つアドバイスを行うことで、高齢者サロン等における介護予防の充実を図る	
高齢者はつらつ長寿 推進事業	コミュニティセンターなどの身近な場所で、レクリエーション等を通し自主的なグループ活動につながるよう仲間づくりの支援を実施	各区の 社会福祉 協議会
高齢者サロン 推進事業	社会福祉協議会を通じ、高齢者の集いの場である高齢者サロンの開設や運営助成を行い、高齢者サロンに関する相談に対応する他、キーパーソンの育成やネットワークリーづくりを推進	
認知症予防教室	認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	各区の 福祉会館
認知症予防リーダー 養成講座	認知症予防に関する知識や技術を習得のうえ、認知症予防の普及啓発のために地域で活躍するリーダーを養成	